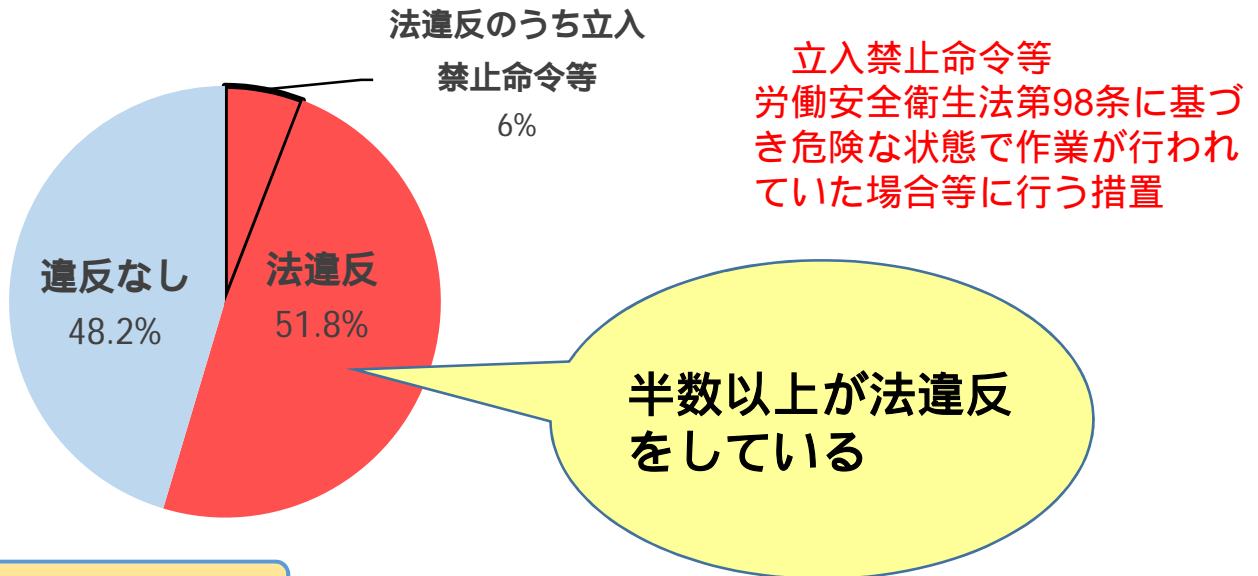


建設工事現場集中監督指導結果

1 建設工事現場の法違反割合

7～10月に福井県内の建設工事現場112現場について指導を実施した。そのうち法違反が認められた現場は58現場であった。



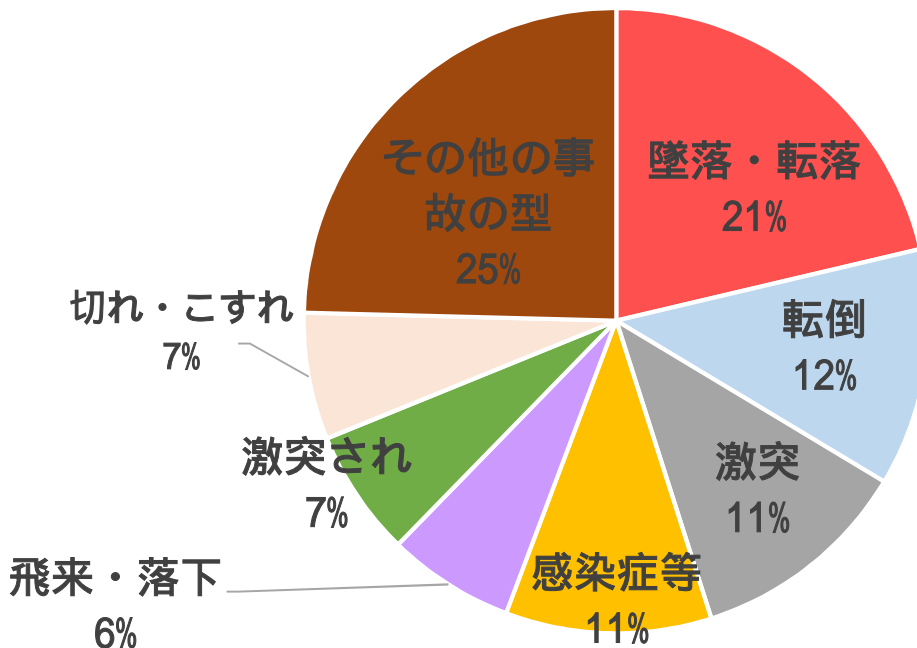
2 法違反の内容

- 労働安全衛生規則第563条違反 15現場
足場の中さんや幅木等の未設置による違反
 - 労働安全衛生規則第655条違反 14現場
元請による作業開始前の足場の点検が未実施による違反
 - 労働安全衛生規則第519条違反 7現場
作業床の端に墜落による危険を防止するための手すりがない違反
 - 労働安全衛生規則第540条違反 5現場
現場内に労働者が使用するための安全な通路を設けていない違反
 - 労働安全衛生規則第570条違反 5現場
足場の脚部について滑動や沈下を防止するための根がらみや敷板の不備、壁つなぎの不備による違反
 - 労働安全衛生規則第526条違反 4現場
高さ又は深さが1.5mを超える箇所での作業において安全に昇降するための設備が未設置による違反
- 以上、主に足場や墜落防止に関する法違反が多く認められた。

上記以外の法違反として、労働安全衛生規則第160条違反（車両系建設機械の運転位置から離れる場合の措置違反）や同第155条違反（車両系建設機械を用いて作業を行うときにあらかじめ作業計画を定めていないことによる違反）等、車両系建設機械に関する法違反が認められた。

3 令和4年の建設業における労働災害発生状況（令和4年11月末）

事故の型別労働災害発生状況（割合）



上記発生状況は、休業4日以上の労働災害を集計したもので、墜落災害が最も多く2割以上を占めている。

また、墜落災害で2人、崩壊・倒壊で1人死亡災害が発生している。

墜落による死亡災害は作業床の端に手すりがあったこと等によるものである。

今回の集中監督指導においても、同違反が認められている他、墜落防止に関する違反が複数認められることから、墜落防止対策を徹底させる必要がある。

4 好事例の取組について

集中監督指導を実施したなかで、良い取組がされている現場もあったことから、好事例として紹介します。

○各種熱中症対策

WBGT値の測定、冷房設備付き休憩室の配置、塩飴や水分の配備、空調服の着用、ミストファン・ミストシャワーの設置

○足場に設置する幅木について、隙間を埋めることができるL字型の鋼製幅木を採用している。

○新型コロナウイルス感染症の対策として、請負事業場ごとに休憩室を分けて設置している。

